

国選被害者参加弁護士 契約約款・報酬基準について

法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務などを行っています。

1. 契約申込書のご提出について

国選被害者参加弁護士となるためには、法テラスと被害者参加弁護士契約を締結していただく必要があります(国選弁護人契約、国選付添人契約とは別の契約です。)

契約申込書記載事項は次のとおりですが、各地の法テラスでは、弁護士会との協議により、契約申込書の書式を調整していますので、申込みに当たっては、各地の法テラスまたは弁護士会までお問い合わせください。

● 契約申込書記載事項等

- 1 氏名・生年月日・性別・弁護士登録番号
- 2 事務所所在地・電話番号・ファクシミリ番号
- 3 連絡方法(通常の場合・緊急の場合)
- 4 報酬・費用振込口座
- 5 会員登録証明書の提出

2. 指名通知について

被害者参加弁護士契約を前提に、各地において、「指名通知用名簿」を作成します。

被害者参加人から、国選被害者参加弁護士の選定請求を受けたときは、その意見を聴いた上で、「指名通知用名簿」を基に弁護士に打診を行い、承諾を確認した上で、国選被害者参加弁護士候補として指名し、裁判所に通知します。

3. 報酬・費用の請求等について

国選被害者参加弁護士としての活動が終了した場合(判決が宣告され上訴期間が満了した場合、公訴棄却 決定がなされ即時抗告の期間が経過した場合、選定が取り消された場合など)には、終了 日から14営業日以内に、報告書の提出により、報酬・費用の請求をしていただくことになります。

報告書の書式は、指名通知の際に法テラスからお渡します。報告書の提出が遅れた場合には、報酬等をお支払できなくなることがありますので、ご注意ください。

月末までに確定した報酬・費用について、翌月20日までに指定口座に送金します。

4. 国選被害者参加弁護士報酬について

(1) 第一審

ア 通常報酬

		非裁判員裁判事件	裁判員裁判事件	
基礎報酬	基本	103,000円	230,000円	
	特則	加算	複数の被害者参加人に1名の参加人弁護士が選定されたときに加算 基礎報酬×{1+(被害者参加人の数-1)×0.5}	
		減算	一定の事由(*)がある場合には、 基礎報酬の50%又は80%	一定の事由(*)がある場合には、 基礎報酬の25%又は80%
公判加算報酬	実質公判期日加算	1回目	2回目以降	
	45分未満	0円	5,000円	
	45分以上 2時間30分未満	5,000円	8,000円	
	2時間30分以上 4時間30分未満	11,600円	16,600円	
	4時間30分以上	18,300円	25,300円	
	判決宣告期日等加算	3,000円		
	公判前整理手続等対応加算	公判前整理手続期日ごとに、検察官との打合せ・協議等を行った場合に加算(選定後の最初の公判前整理手続等期日に関する打合せ・協議等を除く。) 4,000円		
評議対応加算	3,000円			
委託事項が限定される場合の減算	○ 委託事項が1つ限定されるごとに実質公判期日加算を5%減額 ○ 公判期日への出席が委託されなかった場合には、公判期日加算はしない。			
審理対応特別加算報酬	担当先行審理の数	報酬額		
	1	20,000円	40,000円	
	2	15,000円	30,000円	
	3	10,000円	20,000円	
	4以上	5,000円	10,000円	

※同一の事件に参加する1名の被害者参加人に国選被害者参加弁護士として選定された場合、契約約款別紙「報酬及び費用の算定基準」第5条第1項に基づき、公訴事実の数及び審理の分離の有無にかかわらず、基礎報酬は重ねて支給されません(詳細は別添注2参照。審理対応特別加算報酬については別添注1参照。)

● 公判前整理手続等対応加算報酬

検察官と公判前整理手続等に関する打合せ・協議等を行ったときは、選定後の最初の公判前整理手続等期日に関する打合せ・協議等を除き、1回につき4,000円を加算します。なお、1回の公判前整理手続等の日に関して複数回の打合せ・協議等をした場合は、打合せ・協議等の回数は1回と算定します。

※電話等による、面談によらない打合せ・協議等については、加算対象として認められません。

● 評議対応加算報酬

裁判員裁判事件の国選被害者参加弁護士が出席した公判期日において、検察官が評議の間在廷を命じられ、国選被害者参加弁護士が検察官とともに1時間30分以上在廷したときは、3,000円を加算します。

* 基礎報酬の特則(減算)

- ① 選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前日までに、被害者参加人と電話又は面談による打合せ・協議等を行うことなく、当該公判期日に出席したとき
 - ② 選定に係る事件の記録の閲覧及び謄写をすることなく、選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日に出席したとき
- などは、基礎報酬が減額されます。

イ 遠距離打合せ・協議等加算報酬

下記目的のために、最寄簡裁から

- ① 直線距離が片道25km以上50km未満である移動 または
直線距離では片道25km未満であっても、最も経済的な通常の経路及び方法による移動距離が片道50km以上100km未満であるときは、「4000円×回数」を支給します。
- ② 直線距離が片道50km以上 または
直線距離では片道50km未満であっても、最も経済的な通常の経路及び方法による移動距離が片道100km以上であるときは、「8000円×回数」を支給します。

移動の目的

- ・被害者参加人、検察官との打合せ・協議等
- ・記録の閲覧又は謄写
- ・事件現場の確認
- ・目撃者その他の関係者からの事情聴取その他の活動

※遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等加算報酬は支給されません。

(2) 上 訴 審

● 通常報酬

基礎報酬	基本		控訴審 60,000円 上告審 50,000円 (原審事件の種別に関わらず一律)	
	特則	加算	原審の記録の丁数が1000を超えるときは、次の区分に従った金額を基礎報酬とする。	
			【原審記録】	【加算後の基礎報酬】
			1000を超え5000以下の場合 5000を超え1万以下の場合 1万を超える場合	基礎報酬の150% 基礎報酬の200% 基礎報酬の300%
	減算	複数の被害者参加人に1名の参加人弁護士が選定されたときに加算 $基礎報酬 \times [1 + (被害者参加人の数 - 1) \times 0.5]$ 一定の事由がある場合には、基礎報酬の50%又は80%		
公判加算報酬	実質公判期日加算	審理時間	1回目	2回目以降
		45分未満	0円	5,000円
		45分以上 2時間30分未満	5,000円	8,000円
		2時間30分以上 4時間30分未満	11,600円	16,600円
		4時間30分以上	18,300円	25,300円
	判決宣告期日等加算	3,000円		
期日間整理手続 対応加算	期日間整理手続期日ごとに、検察官との打合せ・協議等を行った場合に加算(選定後の最初の期日間整理手続期日に関する打合せ・協議等を除く。) 4,000円			
委託事項が限定される場合 の減算	○委託事項が1つ限定されるごとに実質公判期日加算を5%減額 ○公判期日への出席が委託されなかった場合には実質公判期日加算はしない			
審理対応特別加算報酬	担当先行審理の数	報酬額		
	1	10,000円		
	2	7,500円		
	3	5,000円		
	4以上	2,500円		

※その他加算及び費用については、基本的に第一審における算定の例による。

※同一の事件に参加する1名の被害者参加人に国選被害者参加弁護士として選定された場合、契約約款別紙「報酬及び費用の算定基準」第5条第1項に基づき、公訴事実の数及び審理の分離の有無にかかわらず、基礎報酬は重ねて支給されません(詳細は別添注2参照。審理対応特別加算報酬については別添注1参照。)

5. 費用について

● 記録謄写費用

原則 200枚を超える部分につき、1枚20円の定額又は40円を上限とする実費額。

例外 ①否認事件、②第一審で法定刑に死刑の定めがある事件、③上訴審で原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件、④整理手続に付された事件、⑤記録が2000丁超の事件については、「支給対象200枚超」との制限を外し、全謄写枚数が支給対象となります。ただし、白黒40円、カラー100円を上限とする実費額となります。

● 遠距離打合せ・協議等交通費及び宿泊料、公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料

◇ 遠距離打合せ・協議等交通費及び宿泊料

前記「遠距離打合せ・協議等加算報酬」の要件に該当する移動につき、

- ① 「通常の経路及び方法を用いた場合の実費額」 または
- ② 「直線距離キロ数×定額(100km未満は30円)」 を支給します。
- ③ 通常の方法と認められる自家用車の使用及び通常の経路と認められる有料道路の利用については、ガソリン代(軽油代)及び通行料金を支給します。
- ④ 宿泊を要する場合には、宿泊料(甲地8,500円, 乙地7,500円)を支給します。

◇ 公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料

被害者参加人が出席することができる公判期日に出席するために移動した場合(最寄簡裁以外で、同簡裁から直線距離で8kmを超える場合)には、上記①～③と同様の方法で交通費を支給します。宿泊を要する場合には、移動日(手続が行われない日)に対して日当を、宿泊に対して宿泊料を支給します。

● 通訳人費用

国選弁護士・国選付添人と同様、通訳人は国選被害者参加弁護士との契約に基づいて通訳を行うこととなります。詳しくは、「法テラスの通訳料基準」をご覧ください。

● 訴訟準備費用

次の費用につき、総額3万円を限度として、実費を支給します。

- ・ 診断書の作成料
- ・ 弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会の利用料
- ・ 行政機関が発行する証明書の発行手数料
- ・ 謄写記録の送料(本則第30条第1項の引継ぎを受けるのに要したものに限る。)

契約約款の全文等は、法テラスHP(下記)に掲載しています。

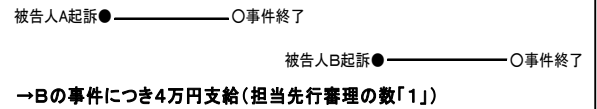
http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/hourei_kitei/

(注1) 審理対応特別加算報酬の図解について

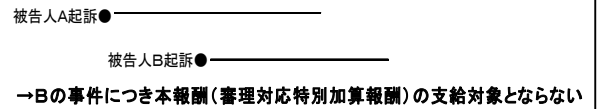
共犯者が複数(A・B)いる被害者参加事件について、各被告人の事件に同一の国選被害参加弁護士が選定された場合、算定基準第5条第1項により基礎報酬は先に終了した事件に対してのみ支払われるところ、右図上段のとおり、先行被告人Aの事件終了後に、後行被告人Bが公訴提起された場合でAの事件の国選被害参加弁護士を務めた弁護士がBの事件の国選被害参加弁護士を務めた場合には、担当先行審理の数に応じて加算報酬が支給されます(加算額は、算定基準別表第4及び7)。

【第一審の例(裁判員事件)イメージ図】

◎Aの審理とBの審理に重なり合っていない場合



◎Aの審理とBの審理に重なり合いがある場合



(注2) 「同一の事件」の解釈について

「同一の事件」については、同一の被告人が同じ機会に犯した犯罪(被害者が複数であっても)、すなわち社会的事実として1個の事件といえるものは「同一の事件」とであると解釈されます(通り魔が複数名の歩行者を刺殺した場合や、強盗が侵入した住居に在宅中であった夫婦2名を殺害した場合など)。また、被告人が複数名存在する事件において、各被告人に共犯関係が認められる場合、審理の分離の有無や、起訴年月日及び事件番号等の違いに関係なく「同一の事件」とであると解釈されます。したがって、仮に共犯者の一部のみについて刑事裁判手続が行われ、相当期間経過後に別の共犯者について刑事裁判手続が行われたとしても、これらは「同一の事件」として扱われることになります。

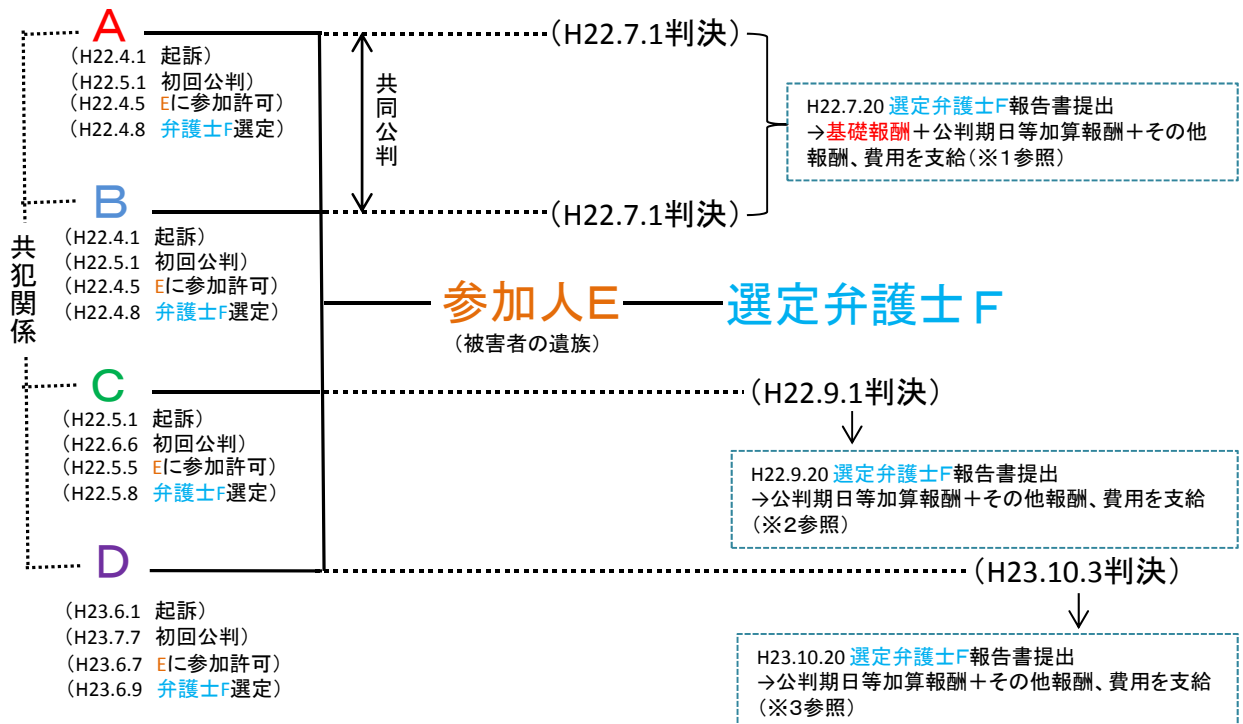
さらに、「同一の事件」に被害者参加人を同じくする別の事件が併合された場合(1度併合された場合は、その後に分離があっても同じです。)には、この別の事件も含めて報酬算定上は「1つの事件」となりますので、別に基礎報酬は支給されません。

【「同一の事件」に関する報酬算定図解】

【例 被告人A・B・C・D(共犯)による逮捕監禁・殺人被告事件(裁判員事件)】

※A・Bは共同公判、C、Dは分離公判。参加人Eには全被告人分の審理にそれぞれ参加許可が下りており、選定弁護士Fも全被告人分の審理にそれぞれ選定されている状態。

★全審理を一つの事件として扱うため、基礎報酬は230,000円のみ、公判期日等加算報酬は全審理分を通算して支給します。



※1 [算定対象]→ 基礎報酬+公判期日等加算報酬(算定基準別表第3のとおり算定)+その他報酬、費用

※2 [算定対象]→ 公判期日等加算報酬(★)+その他報酬、費用(基礎報酬は含まれない。)

★1回目の公判期日等加算報酬は、算定基準別表第3の右欄の報酬額より算定する(参加人Eが出席できる「1回目の公判期日」は先のA・Bの公判期日で既に取り込まれているため。以下Dに関して同様。)

※3 [算定対象]→ 公判期日等加算報酬+その他報酬、費用(基礎報酬は含まれない。)